

工事請負契約等に係る入札参加停止期間の変更

令和7年12月24日付けで工事請負契約等に係る入札参加停止措置を行った下記業者について、以下のとおり、入札参加停止期間の変更を行います。

1 入札参加停止の内容

(変更前) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第4号(独占禁止法違反行為)該当

(変更後) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第5号(独占禁止法違反行為)該当

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商 号	日本交通技術株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 館山 勝
本店所在地	東京都台東区上野 7-11-1
停 止 期 間	(変更前) 6か月 (変更後) 18か月

項目	措置対象業者
商 号	ジェイアール東海コンサルタント株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 杉崎 英司
本店所在地	名古屋市中村区名駅 5-33-10
停 止 期 間	(変更前) 3か月 (変更後) 9か月

項目	措置対象業者
商 号	大日コンサルタント株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 市橋 政浩
本店所在地	岐阜市薮田南 3-1-21
停 止 期 間	(変更前) 3か月 (変更後) 9か月

項目	措置対象業者
商 号	株式会社トーニチコンサルタント
代表者氏名	代表取締役社長 横井 輝明
本店所在地	東京都渋谷区本町 1-13-3
停 止 期 間	(変更前) 3か月 (変更後) 9か月

3 入札参加停止期間変更の理由

上記業者らは、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったこ

とは、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（以下「要綱」という。）別表第2第4号に該当するため、6か月又は3か月の入札参加停止措置を行っているところであるが、県内公共機関（浜松市）が発注する工事に係る調査等の委託において違反したことが新たに判明したことから、要綱別表第2第5号に該当するため、入札参加停止期間を変更する。

4 停止期間の始期及び終期

日本交通技術株式会社

（変更前）令和7年12月25日から令和8年6月24日まで（6か月）

（変更後）令和7年12月25日から令和9年6月24日まで（18か月）

ジェイアール東海コンサルタント株式会社、大日コンサルタント株式会社及び株式会社トーニチコンサルタント

（変更前）令和7年12月25日から令和8年3月24日まで（3か月）

（変更後）令和7年12月25日から令和8年9月24日まで（9か月）

（参考）要綱別表第2第4号

措置要件	措置期間
業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	6か月以上24か月以内

要綱別表第2第5号

措置要件	措置期間
県工事等又は県内公共機関が発注する工事の請負又は工事に係る測量、調査、設計等の委託に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	18か月以上36か月以内